

令和7年 東北管内におけるガス事故について

(1) ガス事故詳報対象事故について

1. 管内におけるガス事故の発生件数について

令和7年に発生した東北管内におけるガス事業法ガス関係報告規則第4条第1項に該当する詳報対象事故（以下「ガス事故」という。）の発生件数及び被災者数は表1、表2のとおり。

表1 管内のガス事故発生件数 [単位：件]

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
東北管内	ガス小売事業	1	3	4	1	2	1	1
	一般ガス導管事業	6	6	2	1	4	3	2
	特定ガス導管事業	0	0	0	0	0	0	0
	ガス製造事業	0	0	1	1	0	0	0
	小計	7	9	7	3	6	4	3

表2 管内のガス事故による被災者数 [単位：人]

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
死亡者数	ガス小売事業	0	0	0	0	0	0	0
	一般ガス導管事業	0	0	0	0	0	0	0
	特定ガス導管事業	0	0	0	0	0	0	0
	ガス製造事業	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0	0	0
負傷者数	ガス小売事業	0	0	1	0	1	0	0
	一般ガス導管事業	1	0	1	0	0	0	0
	特定ガス導管事業	0	0	0	0	0	0	0
	ガス製造事業	0	0	0	0	0	0	0
	小計	1	0	2	0	1	0	0

注1：負傷者数にはCO中毒を含む。

2. 管内におけるガス事故概要について

令和7年に東北管内で発生したガス事故を段階別にみると、製造段階で1件、消費段階で2件となっている。

東北管内のガス事故概要は表3のとおり。

表3 東北管内のガス事故概要（令和7年1月～12月）

月日	県名	区分	段階	現象	事故の概要
(1) 3月3日	宮城	一般 ガス 導管 事業	消 費	漏えい・ 引火	消費機器調査において、業務用炊飯器側接続口（13mm ホースエンドタイプ）に9.5mmのゴム管用ソケットが接続され、ゴム管用ソケットの一部に焼損跡があることを確認した。灯内内管漏えい検査では異常がなかったが、機器側接続口より僅かにガス臭を感じたため、ガス検知器で検査したところ、ガス漏えいを確認した。原因は、不適切な接続により漏えいしたガスが業務用炊飯器により着火し、ゴム管用ソケットの一部焼損に至ったものと推定される。
(2) 7月28日	秋田	一般 ガス 導管 事業	製 造	ガス工作 物の損壊	製造ガスの熱量計測の値が48MJを超えて（基準は46MJ）警報が発報し、一時的にガスの製造が停止。原因は、気化器に付随する増熱用LPガス添加自動弁の開閉不全により、自動制御での熱量調整が不能になったもの。
(3) 12月12日	宮城	ガス 小売 事業	消 費	漏えい・ 引火	店舗の厨房の自動ゆで麺器から出火し強化ガスホースの一部を焼損した。原因は、ゆで麺器下部のガス接続口に接続している強化ガスホースに、清掃用具の接触等の外力が加わり袋ナット部が緩んでガス漏れが発生し、何らか着火源により火災が起きたと推定される。